～ 収 支 内 訳 書 の 書 き か た ～

記入した収支内訳書は、市民税・県民税申告書と必ず一緒にご提出ください。

昨年、事業所得（営業、農業）、不動産所得を申告された方に、収支内訳書を同封しています。
それぞれの収支計算を記入し、市民税・県民税申告書の該当欄に転記してください。
また、収支内訳書は、市公式ホームページ「個人市民税・県民税の申告」に掲載していますのでご利用ください。

① 【共通】 住所・氏名等

住所、氏名、生年月日、電話番号を記入し、署名してください。

② 【農業所得】 収入金額

令和６年中に、農業により収入が確定した金額すべてです。また、**以下のものも収入となりますので、ご注意ください。**

・家事消費や贈答品
・売掛金、未収入金などまだ入金されていない売上金
・作物等に損害が生じたことにより受け取った保険金、補償金

※家事消費分のみ生産している場合は、農業分の申告は不要です。
※月別収支表が必要な場合は、裏面をご利用ください。

③ 【農業所得】 経　費

農業収入を得るために直接要した費用などです。
なお、**以下のものは、必要経費にはなりません。**

・衣食住費、教育費等の家事上の費用
・農業用に使用する住宅等の保険料・固定資産税・不動産取得税等のうち住宅部分に対応する費用
・水道光熱費のうち家事分の費用
・所得税、住民税、相続税
・罰金、科料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金

⑧　**雇人費**　アルバイトの給与、賄い費
　※給与支払報告書を提出してください。
⑨　**小作料・賃借料**　農業用の土地を借りた場合の地代、農機具の賃借料、共同施設の利用料など
⑩　**減価償却費**　農業用生物、ハウス、農機具等のうち取得価格が10万円以上のものの償却費
⑪　**貸倒金**　売掛金等の貸倒損失
⑫　**利子割引料**　農業に関する借入金の利子
イ　**租税公課**　農業用資産の固定資産税、農業用自動車の自動車税、水利費、農業組合費などの公課
ロ　**種苗費**　種子代、苗代など
ハ　**素蓄費**　子牛、子豚、ひな等の取得費及び種付料
ニ　**肥料費**　肥料の購入費用
ホ　**飼料費**　飼料の購入費用
ヘ　**農具費**　使用期間が１年未満か取得価格が10万円未満の農機具の購入費用
ト　**農薬衛生費**　農薬費、共同防除負担金
チ　**諸材料費**　ビニール、むしろ、縄、釘、針金などの購入費
リ　**修繕費**　農業用建物や農機具の修繕費、ビニールハウスの張替費、農業用自動車の修繕費、車検代など
　※ただし、修繕により新たに資産の価格が増加した場合は資本的支出となり、減価償却費となります。
ヌ　**動力光熱費**　農業用の水道光熱費、ガソリン代など
ル　**作業用衣料費**　作業用の衣料、手袋等の購入費
ヲ　**農業共済掛金**　農作物や農業用資産の共済掛金、農業用自動車の損害保険料など
ワ　**荷造運賃手数料**　包装資材の購入費、運送費、農協、市場の手数料など
カ　**土地改良費**　土地改良事業の費用、客土費用
ソ　**雑費**　農業用費用のうち上記に分類できないもの

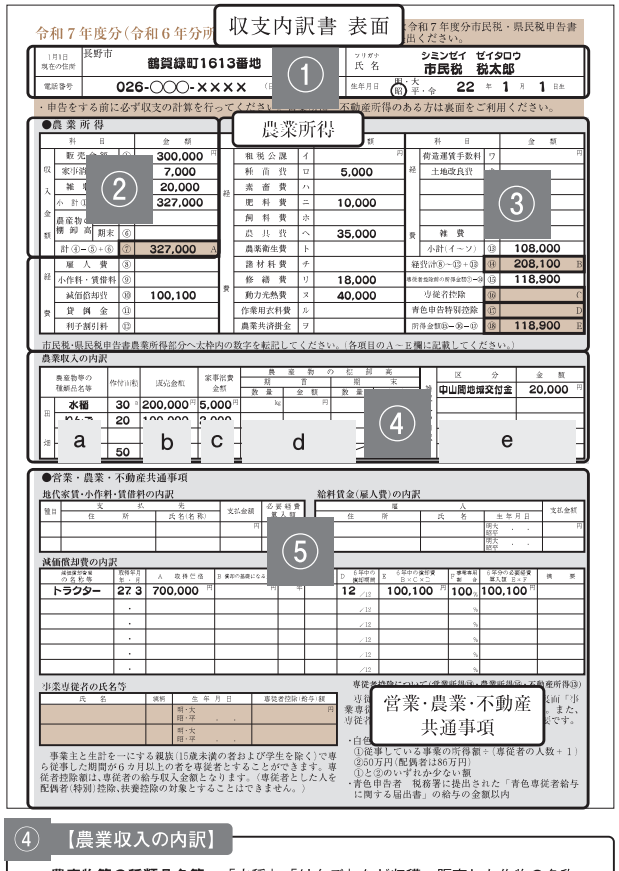

④ 【農業収入の内訳】

a：**農産物等の種類品名等**　「水稲」「りんご」など収穫、販売した作物の名称
b：**販売金額**　令和６年中の販売金額。なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも、年内に販売したものはすべて令和６年中の販売金額になります。
c：**家事消費金額**　専ら家事消費に充てるための作物、生鮮農産物等の金額
　※家事消費分のみ生産している場合は「事業を営んでいる」といえないため、農業分の申告は不要です。
d：**農作物の棚卸高**　収穫時の生産者販売額により計算
e：**雑収入の内訳**　受取共済金、出荷奨励金、野菜等の価格差補てん金、中山間地域等直接支払交付金(農業収入分)、農作業委託料、事業分量分配金等の名称と金額
　※農協からの配当金は、申告書の配当の欄に記入してください。

⑤ 【共通】 地代家賃等、給料賃金等、減価償却費の内訳、専従者氏名等

次の項目の内訳をそれぞれ記入
・**農業所得** … ⑨小作料・賃借料、⑧雇人費、⑩減価償却費、⑯専従者控除
・**営業所得** … ⑬地代家賃、⑨給料賃金、⑪減価償却費、⑱専従者控除
・**不動産所得** … ⑧地代家賃、⑤給料賃金、⑥減価償却費、⑬専従者控除

⑥-1、2 【営業所得】 収入金額

令和６年中に、営業により収入が確定した金額すべてです。
また、**以下のものも売上（収入）金額になりますので、ご注意ください。**

・売掛金、未収入金など、まだ入金していない売上金
・商品、製品の自家消費や贈与分
・空箱、作業くずの売却などによる雑収入及びリベート
・店舗等の広告掲示板収入などによる営業上生じた付随収入
・商品、製品に損害が生じたことにより受け取った火災保険、補償金、損害賠償金
・令和６年中に受け取った月賦、年賦などの割賦販売代金

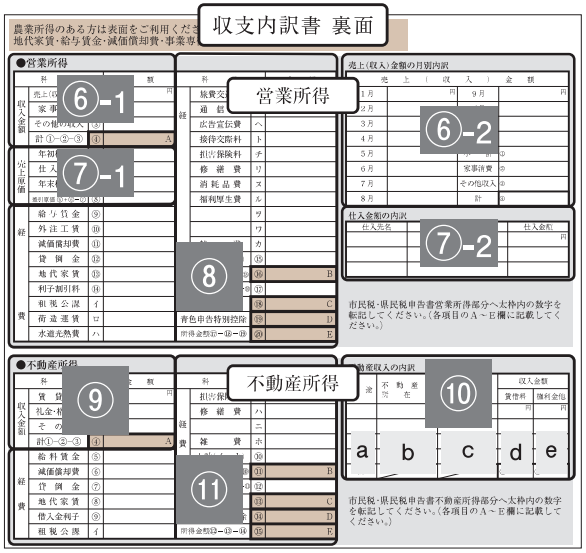

⑦-1、2 【営業所得】 売上原価

１月１日現在の商品・製品の棚卸高とその年中に取得した商品・製品の仕入金額から、12月31日現在の商品・製品の棚卸高を差引いて計算します。

売上原価 ＝ 年初棚卸高 ＋ 商品仕入金額 － 年末棚卸高

⑧ 【営業所得】 経　費

売上金額を得るために直接要した費用やその年に生じた販売費、一般管理費などの営業上生じた費用
なお、**店舗兼用住宅について支払った地代、家賃、損害保険料、固定資産税、都市計画税、修繕費、水道光熱費、電話代などは営業分と事家分との使用割合であん分し、衣食住などの家事上の費用は必要経費にはなりません。**

⑨　**給与賃金**　従業員に支払った給料、報酬、支給した食事の費用など
　※給与支払報告書を提出してください。
⑩　**外注工賃**　原材料を支給して、加工してもらうために支払う加工費
⑪　**減価償却費**　営業用の建物、機械、車両等の資産で、使用期間が１年以上かつ取得価格が10万円以上のものの償却費
⑫　**貸倒金**　売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
⑬　**地代家賃**　材料置場、店舗、倉庫等の営業用の土地や建物を賃借している場合に支払った地代、家賃
⑭　**利子割引料**　営業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
イ　**租税公課**　営業に関連して納付すべきことになった固定資産税、都市計画税、自動車税、自動車重量税、印紙税、事業税、消費税、各種組合費など
　※所得税、住民税、相続税などは必要経費になりません。
ロ　**荷造運賃**　販売商品の荷造りにかかった包装材料費、荷造り人夫賃、運賃など
ハ　**水道光熱費**　営業用として消費した水道料や石油代など
ニ　**旅費交通費**　販売や集金などのためにかかった交通費、宿泊代
ホ　**通信費**　営業用として使用した電話代、切手代、電報料など
ヘ　**広告宣伝費**　新聞、チラシなどの広告費、広告用名入りボールペン等の製作費、陳列装飾のための費用
ト　**接待交際費**　取引先などを接待するための飲食費など
チ　**損害保険料**　商品や営業用の減価償却費に対する火災保険料、火災共済掛金、自動車保険料など
リ　**修繕費**　営業用の家屋、機械、装置、器具等の修繕のために支払った費用
　※ただし、修繕により新たに資産の価格が増加した場合は資本的支出となり、減価償却費で計上。
ヌ　**消耗品費**　事務用品、ガソリン代など、工具、器具、備品等のうち、使用期間が１年未満のものや取得価格が10万円未満のものでその年に使用したもの
ル　**福利厚生費**　従業員の慰安、療養、衛生、保健などのため事業主が支出した費用、事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険の保険料など
カ　**雑費**　事業上の費用で、上記にあてはまらないもの

⑨ 【不動産所得】 収入金額

令和６年中に、貸地、貸家、貸駐車場などの不動産により収入が確定した金額すべてです。

①　**賃借料**　地代、家賃による収入
　※内訳を不動産収入の内訳欄 ⑩ に記入してください。
②　**礼金・権利金**　令和６年中に確定した礼金・権利金（未収の場合も含む）
③　**その他**　賃借人から受ける水道光熱費やその他の収入

⑩ 【不動産収入の内訳】

a：**用　途**　「住宅」「アパート」「駐車場」などの使用区分
b：**不動産の所在地**　貸している不動産の所在地
c：**賃借人氏名(名称)**　一筆の土地又は家屋を２人以上に貸している場合は、それぞれの借主について記入
d：**賃借料**　令和６年中の合計金額
e：**権利金他**　礼金、権利金の内訳

⑪ 【不動産所得】 経　費

⑤　**給料賃金**　建物などの管理や賃借料の集金に従事している使用人に支払う給与、支給した食事の費用など ※給与支払報告書を提出してください。
⑥　**減価償却費**　賃貸している建物、建物附属設備、構築物などの償却費
⑦　**貸倒金**　既に収入金額とした未収賃貸料(事業として行われる不動産の貸付けによるものに限る)などのうち、回収不能となった金額
⑧　**地代家賃**　賃貸している建物の敷地の地代
⑨　**借入金利子**　不動産を取得するための借入金の利子
イ　**租税公課**　貸付部分の固定資産税、都市計画税などの税金（所得税、住民税は必要経費にはなりません。）
　※令和６年度固定資産税・都市計画税納税通知書に同封の課税明細表、又は土地・家屋名寄帳をご確認ください。
ロ　**損害保険料**　賃貸している建物についての火災保険料など
ハ　**修繕費**　不動産の修繕のために支払った費用
　※ただし、修繕のために新たに資産の価格が増加した場合は資本的支出となり、減価償却費となります。
ホ　**雑　費**　不動産のために直接支払った費用のうち、上記に当てはまらないもの

1201 BDX12-2410 TE